

# 青森県報

第二千八百四十九号

平成十九年  
十月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……一
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二
- 出先機関……………
- 土地改良事業施行の同意……………(東青地域局) ……二

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カブ・大野店  
青森市大字大野字前田七三の四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

### 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐輪場の位置及び収容台数	八八台(位置は、届出書添付図面のとおり)	平成一九・二・一
大規模小売店舗の設備に関する事項	五か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	八か所(位置は、届出書添付図面のとおり)	

### 四 届出年月日

平成十九年十月十二日

### 五 届出書及び添付書類の縦覧

#### 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

#### 2 期間

平成十九年十月二十四日から平成二十年二月二十四日まで

#### 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

### 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

#### 1 提出期限

平成二十年二月二十四日

#### 2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年十月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
五所川原市	飯詰	影日沢の一部

出 先 機 関

土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替へて準用する同法第十条第一項の規定により、外ヶ浜町に係る次の土地改良事業の施行に平成十九年十月十一日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十九年十月二十四日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

- 一 事業名 基盤整備促進
- 二 地区名 蟹田高銅屋

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭